第3回流山市総合教育会議議事録

1 日時 平成28年2月10日(水)11時00分から11時30分

2 場所 第2庁舎 306会議室

3 委員 井崎市長、奈良教育委員長、井上委員長職務代理者、杉浦教育委員、若 松教育委員、後田教育長

4 傍聴者 1名

5 内容

総合政策部長

ただ今から平成27年度第3回流山市総合教育会議を開催します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項により、総合教育会議は公開が原則であることから、本日の会議には傍聴人が入室していることを御承知おきください。

傍聴人におかれましては、お配りしている流山市総合教育会議 傍聴要領に従って傍聴されますよう、お願い申し上げます。

それでは、議事の進行については市長にお願いします。

市長

それでは本日の会議を始めます。

本年1月1日から杉浦教育委員が新たに着任され、初めての総合教育会議となります。そこで始めに杉浦委員から一言御挨拶をお願いします。

杉浦委員

この1月1日に市長の任命を受けまして、教育委員に着任させていただきました杉浦です。どうぞよろしくお願いします。私は学校の教員としての経験しか活かせるものがありませんので、少しでも役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いします。

市長

ごあいさつ、ありがとうございました。

議題1 「流山市教育大綱の策定について」

市長

今回の総合教育会議は杉浦委員の初めての御出席ということも ありますので、これまでの総合教育会議での議論の経緯について、 事務局から説明をお願いします。

総合政策部長

これまでの総合教育会議の議論の経緯について説明させていただ

きます。

平成27年4月から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、同法第1条の3で、地方公共団体の長(市長)はその地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(教育大綱)を定めることが規定されました。また市長は、自身と教育委員をメンバーとする総合教育会議を設置し、教育大綱の策定に関する協議のほか、教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置などについての協議及び構成員間の事務の調整を行うこととされました。

これを受けて本市では7月31日に第1回流山市総合教育会議 を開催し、会議の設置要綱及び傍聴要領を定めるとともに、教育 大綱の策定方針について話し合いました。

なお、文部科学省初等中等教育局長通知により、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって教育大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないことが示されています。

市では当時教育委員会で教育振興基本計画を策定中であったことから、教育振興基本計画をもって教育大綱とすることを基本方針とし、初回の会議を終えました。

10月15日に開催された第2回総合教育会議では、教育委員会で策定中の教育振興基本計画が流山市総合計画後期基本計画にその基礎をおいており、市長と教育委員会とで教育の目標や施策の根本となる方針の部分が共有されていることを確認し、教育委員会を尊重する観点からも、教育振興基本計画と別個に教育大綱を作るのではなく、教育振興基本計画の第1章及び第2章をもって教育大綱とする方針を決定しました。

この方針に基づき、11月24日から12月24日までパブリックコメントを実施し、市民の方から12件のご意見をいただきました。そのうち計画に係る1件の意見については、加筆するなど修正を加えました。また12月19日には本件をテーマにタウンミーティングを実施し、市民の皆様と意見交換をしたところです。

市長

事務局から説明がありましたように、市民参加の手続きに従い、 基本計画の最終案を固め、本日の教育委員会議で流山市教育振興 基本計画として正式決定されたとの報告を受けております。これについて、教育委員会事務局から説明をお願いします。

学校教育部長

流山市教育振興基本計画策定について御報告させていただきます。第2回総合教育会議で案をお示ししましたが、その後、今ご説明がありましたが、平成27年11月24日から12月24日まで行われましたパブリックコメントを経て当初案から、16ページ、「重点目標2 確かな学力の育成」「国際社会に対応した教育の推進」の(2)国際理解教育の推進の一番下に、平和教育の観点から、国際社会に生きる国家・社会の形成者として、平和について理解を深め、平和を願う心や異文化理解の育成を推進していきます、という1文を加えました。なお、40ページ以降のデータにつきましては、現在は26年度のものとなっておりますが、これについては公布する段階では27年度の最新のデータという形にします。このような形で、本日9時半より行われました教育委員会議におきまして、今回の教育振興基本計画が承認されましたことを御報告させていただきます。

市長

ただいま説明がありましたとおり、本日の教育委員会議で流山 市教育振興基本計画が正式に決定されました。前回の総合教育会 議での方針のとおり、教育振興基本計画の第1章及び第2章をも って流山市教育大綱とすることに御異議ございませんか。

委員一同

異議なし

市長

御異議なしということでよろしいですね。

それでは、流山市教育振興基本計画の第1章及び第2章を流山 市教育大綱として決定したいと思います。

それでは今後の予定について、事務局から説明をお願いします。

総合政策部長

本日決定されました流山市教育大綱については、教育振興基本計画と同じく平成28年4月1日から実施される予定です。流山市教育振興基本計画・流山市教育大綱については、追って市のホームページにも掲載させていただく予定です。

市長

それでは、何か他にございましたら、自由にお願いします。 ちなみに今部長からホームページの掲載とありましたが、これ は後日というのはいつですか。 総合政策部長

今日の決定を受けて、早急に行いたいと思います。

市長

今调中?

総合政策部長

はい。

市長

なるべく早くお願いします。

総合政策部長

今日の方針のとおり、スタートについては4月1日ということ でご理解いただきたいと思います。

市長

それでは他に何かありますか。

杉浦委員

物理的なことで。2ページの表ですが、市の下期実施計画が点線で囲まれていますが、28年度からの実施計画ですので、作成時点ではこうですが、実線になると思います。

総合政策部長

はい。それでは点線から実線に修正を加えて公表したいと思います。

市長

この教育振興基本計画・教育大綱は28年度から31年度ですので、実線にしていただくこと。策定準備中の時にはよかったけれども、28から31年度実施にかけて、これと同じような処理が他にありますか。確認して、遺漏のないように対応してください。

井上職務代理者

1点よろしいですか。追って市のホームページに載せるという ことですが、インターネットができる人はいいですが、他に見ら れるチャンスというのは考えていませんか。例えば市役所や公民 館に置くとか。

総合政策部長

計画書ですので、図書館とか市民の目に触れるように設置していきたいと思います。担当課、総合政策部企画政策課にも配架させていただきます。ロビーで閲覧できるようにしていきたい。情報公開コーナーにも設置していきます。

市長

分かりました。図書館や出張所にも置くのですか。配架する場所をもう一度正確に。

図書館、学校教育部の窓口、総合政策部の前にも配架する棚が ございますので、そこ。それから情報公開コーナー、そういった ところに置きます。もちろん学校にも配置していきたい。PTA などもございますので。

市長

それは閲覧用ですか。それとも持って帰れますか。

学校教育部長

閲覧用です。

井上職務代理者

地域の方の理解を考えると、可能であれば自治会長さんには郵送できないか。手元にあれば見る機会が出てくる。地域の自治会長さんにこれをしっかり御理解いただけるとよい。もし予算等で可能であれば、郵送でもいいし、目に触れる形にしていただけると、教育に対する地域の理解がさらに深まると思いますので、検討をお願いします。

学校教育部長

それについてはコミュニティ課を通じまして、自治会長から回 覧できるような形で手配したいと思います。

市長

自治会長から回覧ですか。自治会に回覧する必要はないと思います。

井上職務代理者

自治会長が一度章立てでも見ていただくと、地域の応援がやり やすくなる。

市長

その趣旨を説明書きで1枚書いて、入れてお渡ししないと、教育に関心のある方とない方といらっしゃると思いますが、ない方は何でこれが自分のところに送られてきたのか分からないので、趣旨を書いてお送りしてください。そうすると出張所、学校、図書館に置き、閲覧というのはほとんど読ませないという印象を与えます。ですからコピーをたくさん持っていく方はいないので、数部ずつでも置いて持ち帰れるようにしないと。そこで読んでくださいというのは非常に消極的です。持ち帰りができるようにしてください。出張所はいろんなものが置いてあるので煩雑になるのか、可能であれば置いて、広報で周知する。学校は閲覧がいいかもしれない。閲覧できるところと入手できるところということで、広報に分かりやすく掲載してください。

杉浦委員

関連して。要約版というか1枚もののリーフレットにして、配布する場合も多い。例えば学校の先生方、教職員にも要約版が手に渡ると、こういうことをやっているのかと、今後数年間でこういったことをやっていくのかと、実現できそうだ、ICTとか校務支援ソフトとか。そうすると教職員もいろいろと取り組みを考えてもらえる。保護者にも要約したものがあると、なお便利かなと思います。

後田教育長

今お示ししたのは原本ですが、要約版は見開きで項目とかを入れて作りたい。もう一つ構想があるのは、子どもたちに分かるように作成して承認されたい。何よりも教員の研修会等で、こういうものを作成したということを伝え、詳しくは学校に配置されたものを見てもらう。

市長

市内の教員はよいが、市外から来ている先生方は千葉県採用ですから、流山市にあまり関心のない教員の方もいらっしゃるので、学校に閲覧用に配架するのを複数部にして、回覧で先生方に見ていただけるようにお願いしたい。

若松委員

先ほどの計画の第3章に就学前教育の推進も入っていますから、これから学校に入る幼稚園や保育園にも周知された方がよい。それから27ページ放課後の子どもの居場所づくりの推進ということで、学童の部分も入っていますので、学童クラブにも周知してほしい。

市長

この4月から学童クラブは所管が学校教育部に変わります。コピーすると大変だと思いますので。

学校教育部長

要約版の作成を進めたいと思います。

市長

他にはありますか。

奈良委員長

50ページなんですが、4月から体育館が新設になってキッコーマンアリーナとなりますが、名称が流山市民総合体育館のままでいくのか、それとも名称を新しく替えたものとして大綱を配布するのか、その辺の文言はいかがなものでしょうか。

生涯学習課長

40ページ以降の資料部分につきましては、キッコーマンアリ

ーナという愛称が決まっておりますので、それでいきます。

市長

すると生涯学習センターも同じですか。

生涯学習課長

その予定です。

奈良委員長

よろしくお願いします。

市長

他にありますか。

若松委員

要約版を作られるということですが、県の大綱が作られたとき には子ども向けのメッセージを読ませていただきました。流山市 の場合は、市長のメッセージを出すのでしょうか。

市長

まったく考えておりませんでしたが、県のものは子どもたちが 読んで分かるものでしたか。

若松委員

学校にすべて配布されており、娘が持って帰ってきた。娘は中 学生で、こういうのが配られたよと。それがどういう位置付けな のかは分かっていない。

市長

簡略版がどのくらいのものなのかにもよりますが、スペースが、 本題が削減されない範囲の中で余裕があれば短いメッセージを検 討します。

後田教育長

千葉県のものを御覧になったということですが、流山市の場合は教育全般について取り上げていますので、県教委では子どもへの知事のメッセージをより強く伝えた思いがある。載せる、載せないは別にして、子どもたちへのメッセージを載せると他のものもあるじゃないかとなる。

市長

各学校でいろいろな方針というのもある。私も拝見していて、 教員が中心になって作ったのだろうというフレーズと、子どもた ちも参加して作ったフレーズとがある。県は「千葉県の宝である 君たちへ」のメッセージというところはいいと思うのですが、強 く美しい元気な心を育んでもらいたい、というのは中学生なら分 かると思うが、小学生では何のことか分からない。何を求められ ているかもわからないと思うので、意味のあるメッセージを検討 してください。もし掲載するとしたら、本当に伝わる意味のある メッセージならばしたいと思います。

他にありますか。

今まで検討課題が出ましたが、それについては随時報告しなが ら作業を進めてください。それから市民に手に取りやすいところ に置いて、関心のある方には見ていただけるように手配してくだ さい。

それでは以上をもって本日の総合教育会議を終了します。

(閉会 11:30)